

## 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 4 月 28 日

京成電鉄株式会社

## 株式交換に係る事前開示書面

2022年4月28日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
京成電鉄株式会社  
代表取締役社長 小林 敏也

京成電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は、新京成電鉄株式会社（以下「新京成電鉄」といいます。）との間で締結した別紙1の2022年4月28日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、新京成電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

#### 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

株式交換完全子会社となる新京成電鉄は新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

新京成電鉄は、2022 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、新京成電鉄を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の消却

新京成電鉄は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が新京成電鉄の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」といいます。）において新京成電鉄が有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて新京成電鉄が取得する株式を含む。）を、基準時において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2022 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、新京成電鉄を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の取得

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議しました。2022年4月29日より2022年8月31日までの期間において、当社普通株式5,000,000株（上限）を取得価額18,000,000,000円（上限）で取得する予定です。

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べるることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 : 株式交換契約書

## 株式交換契約書

京成電鉄株式会社（以下、「甲」という。）及び新京成電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年4月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

#### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：京成電鉄株式会社

住所：千葉県市川市八幡三丁目3番1号

#### (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：新京成電鉄株式会社

住所：千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の各株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の各株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その有する乙の普通株式の数の合計に0.82を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.82株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年9月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、2022年6月28日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基

準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、(i)甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額14.6億円を限度として、(ii)乙は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額1.4億円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

#### 第10条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

#### 第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年4月28日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
京成電鉄株式会社  
代表取締役社長 小林 敏也



乙 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号  
新京成電鉄株式会社  
代表取締役社長 眞下 幸人





別紙2：会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | 当社<br>(株式交換完全親会社)       | 新京成電鉄<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|-------------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率    | 1                       | 0.82                 |
| 本株式交換により<br>交付する株式数 | 当社の普通株式：4,983,417 株（予定） |                      |

(注1) 株式の割当比率

新京成電鉄の普通株式（以下「新京成電鉄株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.82株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する新京成電鉄株式（2022年4月28日現在4,899,895株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社株式：4,983,417株（予定）

上記株式数は、2022年3月31日時点における新京成電鉄の発行済株式数（11,023,228株）及び自己株式数（45,994株）並びに2022年4月28日現在における当社が保有する新京成電鉄株式数（4,899,895株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、基準時における新京成電鉄の株主（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その保有する新京成電鉄株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。本株式交換に際して割当交付する当社株式には、当社が保有する自己株式（2022年4月28日現在1,605,651株）を充当し、新株式の発行は行わない予定です。当社は、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るために、別途5,000,000株を上限として、当社株式を取得する（以下「本自己株取得」といいます。）予定です。本自己株取得に関する概要は、①取得対象株式の種類：当社株式、②取得し得る株式の総数：5,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.93%）、③株式の取得価額の総額：18,000,000,000円（上限）、④自己株式取得の期間：2022年4月29日～2022年8月31日、⑤取得方法：株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における自己株式立会外買付取引

(ToSTNeT-3)を含む市場買付、⑥その他必要な事項：本自己株取得についての①～⑤以外の必要事項に関する一切の決定については、代表取締役社長に一任する、⑦（ご参考）2022年4月28日時点の自己株式の保有状況：発行済株式総数（自己株式を除く）170,805,534株・自己株式数1,605,651株、というものです。

なお、新京成電鉄は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において新京成電鉄が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって新京成電鉄が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、新京成電鉄による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる新京成電鉄の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式の1株に満たない端数の交付を受けることとなる新京成電鉄の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、2021年10月に、当社から新京成電鉄に対して本株式交換の提案が行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が新京成電鉄を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

両社は、本株式交換に用いられる上記「1. (1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、新京成電鉄は株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「1. (4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から 2022 年 4 月 27 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである卓照総合法律事務所からの助言、当社が新京成電鉄に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、新京成電鉄においては、下記「1. (4) 公正性を担保するための措置」及び「1. (5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である日本政策投資銀行から 2022 年 4 月 27 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、新京成電鉄が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び 2022 年 4 月 27 日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、新京成電鉄の少数株主の皆様様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、本日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

## ② 算定に関する事項

### ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、両社及び本株式交換からは独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

みずほ証券は当社の株主たる地位を有しており、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、両社の株主たる地位を有しているほか、みずほ銀行及びみずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は当社に対し、また、みずほ銀行は新京成電鉄に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取

引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 70 条の 4 その他の適用法令に従い、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と当社の株式を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ銀行における両社の株式を保有する同行の別部署との間においても、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の両社に対する株主又は貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。

当社は、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とみずほ証券及びみずほ銀行の両社の株式を保有する別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

新京成電鉄の第三者算定機関である日本政策投資銀行は、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当しません。日本政策投資銀行は、両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

日本政策投資銀行によれば、日本政策投資銀行は金融商品取引法第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 その他の適用法令に従い、日本政策投資銀行のファイナンシャル・アドバイザー業務及び新京成電鉄株式の価値算定業務を担当する部署と同行のその他部署との間において、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、日本政策投資銀行のファイナンシャル・アドバイザー業務及び新京成電鉄株式の価値算定業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、日本政策投資銀行の両社に対する貸付人の地位とは独立した立場で、新京成電鉄の株式価値の算定を行っているとのことです。

新京成電鉄は、日本政策投資銀行の行内で情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、新京成電鉄と日本政策投資銀行は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、日本政策投資銀行は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、日本政策投資銀行を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

## イ 算定の概要

みずほ証券は、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、新京成電鉄については、当社が東京証券取引所スタンダード市場

に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による新京成電鉄株式1株につき割当交付される当社株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定レンジ |
|---------|--------------|
| 市場株価基準法 | 0.62～0.69    |
| DCF法    | 0.50～1.42    |

なお、市場株価基準法では、2022年4月27日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社の株式価値の算定に使用した事業計画については、2021年3月期及び2022年3月期において感染症流行の影響により運輸業を中心に収益が一時的に落ち込んでいたものの、2023年3月期はインバウンド需要や国内の人流が徐々に回復することを見込んでいるほか、不動産業において引き続き収益賃貸物件の拡充を進めること等により収益が回復し、約215億円の営業利益を見込み、2024年3月期においては対前年度比で約4割程度の増益を見込んでいます。一方、新京成電鉄の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期までの感染症の影響による減益からの回復により、営業利益に関して2023年3月期は約10億円の営業利益を見込み、2024年3月期及び2025年3月期において、対前年度比でそれぞれ約4割及び約3割の増益を見込んでいます。また、不動産業において地域開発を行っていくことにより、2026年3月期の営業利益において、対前年度比で約4割の増益を見込んでいます。

なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、みずほ証券は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、両社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引

当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、日本政策投資銀行は、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、新京成電鉄については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による新京成電鉄株式1株につき割当交付される当社株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.60～0.70    |
| DCF法  | 0.57～1.31    |

なお、市場株価法では、2022年4月27日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

日本政策投資銀行がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測におい

ては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期は引き続き感染症の流行により人流が減少した影響を受けていたものの、徐々に回復に転じることを見込んでいることから、営業利益に関して2023年3月期には100億円を見込み、2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期においては対前年度比でそれぞれ約4割、約5割及び約4割の増益を見込んでいます。一方、新京成電鉄の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期までの感染症の影響による減益からの回復により、営業利益に関して2023年3月期は約10億円の営業利益を見込み、2024年3月期及び2025年3月期において、対前年度比でそれぞれ約4割及び約3割の増益を見込んでいます。また、不動産業において地域開発を行っていくことにより、2026年3月期の営業利益において、対前年度比で約4割の増益を見込んでいます。

なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

日本政策投資銀行は、株式交換比率の算定に際して、日本政策投資銀行が検討した全ての公開情報及び両社から日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、日本政策投資銀行は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した情報について、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。日本政策投資銀行は、両社の経営陣が、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によっても日本政策投資銀行が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行が合理的及び適切と考える仮定を用いています。日本政策投資銀行の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、日本政策投資銀行は検証を行って

ません。

なお、日本政策投資銀行が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。ただし、当社の財務予測においては、当社の2022年3月期の業績実績を踏まえると、新京成電鉄としてその実現可能性について一定の懸念を有していることから、2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期の財務予測に対して新京成電鉄に確認の上、一定の修正を加えた財務予測を採用しております。日本政策投資銀行は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。日本政策投資銀行は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

日本政策投資銀行の算定結果は、日本政策投資銀行が新京成電鉄の依頼により、新京成電鉄の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし新京成電鉄に提出したものであり、当該算定結果は、日本政策投資銀行が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である2022年9月1日（予定）をもって、当社は新京成電鉄の完全親会社となることから、新京成電鉄株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準により、所定の手続きを経て2022年8月30日に上場廃止（最終売買日は2022年8月29日）となる予定です。

上場廃止後は、新京成電鉄株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日において新京成電鉄の株主の皆様が割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。係る取扱いの概要については、上記「1.（1）（注3）単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1.（1）（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、新京成電鉄の株主の皆様は、最終売買日である2022年8月29日（予

定)までは、東京証券取引所スタンダード市場においてその保有する新京成電鉄株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

両社は、当社が、新京成電鉄株式 4,899,895 株 (2022 年 3 月 31 日現在の発行済株式 (自己株式を除く。)) の総数 10,977,234 株に占める割合にして 44.64% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算について同じです。)) を保有しており、新京成電鉄が当社の持分法適用関連会社に該当すること、及び新京成電鉄において当社の役職員と兼務の取締役や当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、2022 年 4 月 27 日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「1. (2) ②算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していません。

他方、新京成電鉄は、両社から独立した第三者算定機関である日本政策投資銀行から、2022 年 4 月 27 日付で、本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「1. (2) ②算定に関する事項」をご参照ください。なお、日本政策投資銀行に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、新京成電鉄は、日本政策投資銀行から、本株式交換比率が新京成電鉄の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、卓照綜合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、卓照綜合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、新京成電鉄は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。また、大江橋法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる時間制の報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていません。

(5) 利益相反を回避するための措置

新京成電鉄は、当社が、新京成電鉄株式 4,899,895 株 (2022 年 3 月 31 日現在の発行済株式 (自己株式を除く。)) の総数 10,977,234 株に占める割合にして 44.64%) を保有しており、新京成電鉄が当社の持分法適用関連会社に該当するこ

と、及び新京成電鉄において当社の役職員と兼務の取締役や当社出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 新京成電鉄における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

新京成電鉄は、本株式交換に係る新京成電鉄の意思決定に慎重を期し、また、新京成電鉄の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することが新京成電鉄の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2022年1月28日開催の取締役会の決議に基づき、いずれも当社と利害関係を有しておらず、新京成電鉄の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている池田等氏（株式会社千葉銀行参与）及び新京成電鉄の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている山門浩一氏（元三井住友信託銀行株式会社常務執行役員）、並びに両社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である櫻庭広樹氏（弁護士、奥野総合法律事務所・外国法共同事業）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、新京成電鉄は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬又は時間制の報酬を支払うものとされております。

その上で、新京成電鉄は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換が新京成電鉄の企業価値の向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性、（iii）本株式交換の手の公正性（どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。）並びに（iv）上記（i）から（iii）まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が新京成電鉄の少数株主にとって不利益なものでないか（以下（i）から（iv）までを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、新京成電鉄の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）当社との間の交渉について、新京成電鉄の役職員に対して事前の方針を確認し、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、（b）新京成電鉄の役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、（c）新京成電鉄が選任したファイナンシャル・アドバイザー又は第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）すること、並びに（d）必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー又は第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任又は指名すること（この場合の費用は新京成電鉄が負担するものとしております。）の権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2022年2月14日から2022年4月27日までに、委員会を合計11回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、新京成電鉄が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行並びにリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所につき、いずれも

独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、新京成電鉄から、新京成電鉄及び新京成電鉄グループの事業概要、事業についての今後の見通し、本株式交換の実施について新京成電鉄が考えるメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる新京成電鉄の事業計画の策定手続及び内容等についての説明を受け、質疑応答を行ったほか、当社から、当社及び当社グループの事業概要、当社グループにおける新京成電鉄の位置づけ、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、新京成電鉄のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行から本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。さらに、新京成電鉄のリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、本株式交換に係る新京成電鉄の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、新京成電鉄の依頼に基づき当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社AGSコンサルティング（本特別委員会にて同社が両社との間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、当社と新京成電鉄との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、新京成電鉄に意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、係る手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式交換は新京成電鉄の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2022年4月27日付で、新京成電鉄の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです（なお、本特別委員会の意見の概要においては、京成電鉄株式会社を「京成電鉄」といいます。）。

(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が新京成電鉄の企業価値の向上に資するかを含む。）

両社が有している新京成電鉄を取り巻く事業環境及び新京成電鉄の経営課題についての現状認識については、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異存はない。

また、上記の事業環境及び経営課題を踏まえ、新京成電鉄からは、本特別委員会に対し、感染症の流行によって特に大きな影響を受けた運輸業では、テレワークの拡大等により、輸送人員が以前の水準まで回復することは困難であるとの見通しを有しており、利益確保のためには業務効率化や利用実態に合わせた運賃制度の見直し、旅客誘致に寄与する施策や新規事業の拡大等の対策が不可欠と考えていることの説明がなされた。他方で、京成電鉄からは、本特別委員会に対し、新京成電鉄が京成電鉄の完全子会社となり、京成電鉄グループとしてのスケールメリッ

ト、事業ノウハウ等を有効活用するとともに、従来以上に緊密化した連携を図りグループ一体となった経営を遂行することで、千葉県北西部における事業基盤の強化、経営資源の相互活用による競争力強化及び事業規模の拡大、並びにスケールメリットを活かした効率的な組織体制の実現といったシナジーの創出・発現が期待できるほか、両社が独立した上場会社であるという現在の状況に伴う制約なく京成電鉄との連携強化を加速させることができるとの認識が示されている。このような両社の説明は、新京成電鉄を取り巻く事業環境及び新京成電鉄の経営課題を前提とした具体的なもので、新京成電鉄の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、新京成電鉄における将来の競争力強化に向けた現実的なものであると考えられ、特段不合理な点は見当たらない。

一方、新京成電鉄からは、本特別委員会に対し、本株式交換に関する懸念として、新京成電鉄の独自性・独立性の欠如、新京成電鉄の既存株主への影響（株主優待より受けていた恩恵の消失等）、新京成電鉄の従業員及び採用活動への影響、労働組合との関係について懸念が示された。そして、これらの点については、京成電鉄から、本株式交換後も新京成電鉄の組織体制について現時点では具体的な変更は予定していないこと、現在沿線地域で浸透している新京成電鉄ブランドの変更等を行う予定は現時点ではないこと、本株式交換後は京成電鉄株式の優待制度が配布されること及び新京成電鉄の現株主に対し配布する株主優待を新京成電鉄の株主優待に交換できる制度の構築を前向きに検討していること、新京成電鉄の従業員にとっては、活躍の場が広がるチャンスであり、モチベーション向上に繋がり得るものとして本株式交換を前向きにとらえられるよう京成電鉄が協力すること、また、新京成電鉄の従業員にとってより働きがいのある職場を共に創り上げていけるよう京成電鉄も協力すること等の説明がなされた。また、京成電鉄からは、新京成電鉄グループの事業・資産を売却する等いわゆる焦土的な再編を行うことや新京成電鉄の事業・資産を使った京成電鉄のための資金調達を行うこと等について、いずれも現時点では想定していないとの説明がなされた。京成電鉄からのこのような説明によって、新京成電鉄が本特別委員会に対して示した本株式交換に係る懸念点については、一定程度軽減されると考えられる上、これらの懸念点が本株式交換により見込まれるメリットを上回り又は大きく毀損する具体的な蓋然性までは認められない。

よって、本特別委員会は、新京成電鉄を取り巻く事業環境及び新京成電鉄の経営課題に照らし、本株式交換は新京成電鉄の企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的であると判断するに至った。

(ii) 本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性

(ア) 完全子会社化の方法である株式交換については、新京成電鉄の少数株主に対して本株式交換後におけるシナジー効果を楽しむ機会を提供し、また、現金化を望む株主は、流動性が高い京成電鉄株式を売却することで現金化が可能であること、株式交換は完全子会社化の方法と

して一般的に採用されている方法であることから、合理性があること、  
(イ) ①日本政策投資銀行作成の株式交換比率に関する算定書の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、DCF法における割引率の根拠に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、及び、②当該算定の前提となっている新京成電鉄の事業計画及び京成電鉄の事業計画（新京成電鉄及び本特別委員会として、当初京成電鉄から受領したものについてその実現可能性に一定の懸念を認めたことから、本特別委員会における議論を踏まえ、新京成電鉄においてその前提条件に一部修正を加えたもの）は、その作成経緯及び両社の現状に照らして、不合理なものではないと考えられるところ、同算定書による新京成電鉄株式及び京成電鉄株式の評価レンジに照らして、本株式交換比率は、市場株価法による算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法による算定結果の範囲内にあること、(ウ) 市場株価に対する本株式交換比率のプレミアム水準は、本株式交換の類似の取引事例である近時の国内上場企業の完全子会社化を目的とした株式交換の事例におけるプレミアム水準に照らし合理的な水準と認められること、(エ) 本特別委員会は、新京成電鉄が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに設置され、株式交換比率が新京成電鉄の少数株主に不利益を与えるものとなっていないかという点についての議論を複数回にわたって行い、当該議論の結果を京成電鉄との交渉方針に反映し、京成電鉄との交渉は本特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示・要請に従って行われたことから、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたことと評価できること、並びに(オ) その他本株式交換比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないことに照らし、本特別委員会は、株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(iii) 本株式交換の手の公正性（どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。）

(ア) 新京成電鉄の取締役会は、両社から独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととしていること、(イ) 本特別委員会が京成電鉄との交渉に実質的に関与できる体制が確保され、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたこと、また、京成電鉄との交渉経緯を踏まえると、京成電鉄との間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価できること、(ウ) 新京成電鉄は両社及び本株式交換の成否から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から法的助言を受けていること、(エ) 新京成電鉄は両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である日本政策投資銀行から株式交換比率に関する算定書を取得していること、(オ) 新京成電鉄は、新京成電鉄が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに、現に京成電鉄の役職員を兼務している新京成電鉄の役職員のみならず、過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた新京成電鉄の役職員が、新京成電鉄と京成電鉄との間の

本株式交換に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び新京成電鉄の事業計画の作成過程に関与しない体制を構築していること、(カ) 現に京成電鉄の役職員を兼務している取締役及び過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた取締役、並びに京成電鉄の取締役を兼務している監査役を取締役会における本株式交換に係る審議・決議から除外し、また、2022年4月28日に開催予定の取締役会における本株式交換に係る審議・決議からも除外する予定であり、さらに、これらの者を新京成電鉄の立場で、本株式交換に係る協議及び交渉に参加させていないこと、(キ) 新京成電鉄は、京成電鉄との間で、新京成電鉄が京成電鉄以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められること、一方、新京成電鉄は積極的なマーケット・チェックは行っていないが、本株式交換において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって本株式交換における手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ク) 本株式交換では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定しない予定であるが、企業価値向上に資すると考えられ、かつ取引条件の妥当性が認められる本株式交換に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって少数株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本株式交換では、新京成電鉄において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換の手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ケ) 適切な情報開示がなされる予定であること、並びに(コ) その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、新京成電鉄が京成電鉄より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことに照らし、本特別委員会は、本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正であると判断するに至った。

(iv) 上記(i)から(iii)まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が新京成電鉄の少数株主にとって不利益なものではないか

上記(i)のとおり、本株式交換は新京成電鉄の企業価値の向上に資するものと認められ、上記(ii)及び(iii)のとおり、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められる。したがって、新京成電鉄の取締役会において、本株式交換を行う旨を決議することは、新京成電鉄の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

② 新京成電鉄における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の新京成電鉄の取締役会においては、新京成電鉄の取締役11名のうち、眞下幸人氏は当社の出身者であることに鑑み、また、小林敏也氏は当社の取締役を、三枝紀生氏は当社の相談役を、それぞれ兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、眞下幸人氏、小林敏也氏及び三枝紀生氏を除く他の8名で審議し全員の賛成により決

議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、眞下幸人氏、小林敏也氏及び三枝紀生氏は、新京成電鉄の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

また、上記の取締役会には、新京成電鉄の監査役4名のうち、当社の取締役を兼務している天野貴夫氏及び金子庄吉氏を除く、当社との間で利害関係を有しない監査役2名（うち社外監査役1名）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、新京成電鉄の監査役である天野貴夫氏及び金子庄吉氏は、当社の取締役を兼務していることを踏まえ、上記取締役会の本株式交換に関する審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に際しても意見を述べることを差し控えております。また、天野貴夫氏及び金子庄吉氏は、新京成電鉄の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

## 2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び新京成電鉄は、本株式交換の対価として、当社株式を選択しました。

当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、また、新京成電鉄の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、本株式交換の対価として当社株式を選択することが適切であると判断いたしました。

## 3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。係る取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

(1) 資本金の額：0円

(2) 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従って当社が別途定める額

(3) 利益準備金の額：0円

別紙3：新京成電鉄の最終事業年度に係る計算書類等

提供書面

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けており、経済活動の持ち直しの動きは見られたものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループでは引き続き安全管理体制の更なる充実を根幹とし、全事業において積極的な営業活動を展開するとともに、経営基盤の強化および業務の効率化に努めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や在宅勤務の増加により輸送人員が減少するなどしたため、全事業営業収益は17,415百万円、前期比18.2%(3,886百万円)の減収となり、全事業営業損失は689百万円(前期は営業利益2,919百万円)、経常損失は364百万円(前期は経常利益3,299百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は1,085百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,355百万円)となりました。

次に事業別にご報告いたします。

#### 運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、松戸新田駅の土留め擁壁補強工事並びにみのり台駅の駅舎耐震補強工事を実施いたしました。

諸施設のバリアフリー化につきましては、前原駅および常盤平駅のホーム内方線の設置およびホームの嵩上げ工事をすすめました。

環境負荷の低減に向けた取り組みにつきましては、8800形車両1編成でVVVFインバータ装置を更新したほか、車内照明のLED化を実施いたしました。

営業面につきましては、千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツふなばしのラッピング電車の運行、果物狩りや沿線健康ハイキングなどのイベント開催、1日乗車券や記念乗車券の販売などをそれぞれ実施し、旅客誘致と増収に努めました。このほか、お子さまが描いた絵で装飾した「新京成ドリームトレイン」を運行し、地域社会の活性化と新たなファンの獲得に努めました。

バス事業では、環境や高齢者などに配慮した車両へと11両代替し、貸切用車両も1両代替いたしました。また、旅客需要に対応するため、新松戸線では南流山駅まで路線を延伸し、前原線では新津田沼のバス折返し施設を飯山満へと移転するなどのダイヤ改正を実施し、利便性の向上と業務の効率化および事業の安定化に努めました。このほか、船橋新京成バス株式会社で金額式IC定期券の販売を開始し、お客さまサービスの更なる向上に努めました。

以上の結果、営業収益は12,232百万円、前期比23.8%(3,813百万円)の減収となり、営業損失は2,148百万円(前期は営業利益1,225百万円)となりました。

## 不動産業

不動産賃貸事業では、新たな収益源確保の取り組みとして、野田市桜の里二丁目および柏市大津ヶ丘一丁目の土地を取得し賃貸を開始したほか、空室へのテナント誘致を積極的に行い物件稼働率の維持向上に努めました。

以上の結果、営業収益は前期並みの3,285百万円、営業利益は1,395百万円、前期比11.2%(175百万円)の減益となりました。

## その他

コンビニ事業では、元山店を拡張したほか、各種セール、ギフト等のイベントへの取り組みを強化するなど、更なる利便性と収益力の向上を図りました。また地域貢献の一環として、新たに沿線の農園と連携した商品を製造したほか、地域産品の販売も開始いたしました。このほか、沿線の農園が野菜やフルーツを販売する「新京成マルシェ」を新鎌ヶ谷駅で初めて開催いたしました。

以上の結果、営業収益は2,033百万円、前期比3.0%(63百万円)の減収となり、営業利益は35百万円、前期比63.3%(61百万円)の減益となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、中長期的には沿線の少子高齢化が一段とすすみ、厳しい状況が予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動や個人消費、金融市場などに深刻な影響が生じており、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。このような状況に対応していくため、当社グループでは、「諸施策の結実による経営目標の達成」をテーマに掲げ、各部門・グループ各社の連携、諸施策の結実により強い新京成・選ばれる新京成への進化を達成させるため、長期経営計画最終ステップとなる中期経営計画「S4計画」（2019年度から2021年度）を着実に実行してまいります。

### 中期経営計画「S4計画」の概要

#### <基本戦略>

##### ①社会・公共インフラとしての責務の遂行

自然災害対策をはじめとする安全・安心への恒久対策、ホームドア等さらなるバリアフリーの充実

##### ②鎌ヶ谷市内高架化の完成と高架下周辺の整備

2019年度上下線高架化と高架下および周辺の有効活用

##### ③基幹事業を柱とする街づくりと新たな事業の推進

基幹事業である鉄道・不動産およびグループ会社事業の強化促進と、周辺事業の拡大

##### ④次世代につながる強い企業体質の構築

将来の人口減や大規模投資を見据え、効率化・業務体制強化・企業価値向上等の一層の追求（働き方改革、人材力・内部統制・コンプライアンス・財務体質強化等）

## <セグメント別重点施策>

### ①運輸業

- ・安全管理体制の維持、向上
- ・連続立体交差事業（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間）高架化の完成
- ・信号保安設備の保安度向上（A T S 装置の更新の完了）
- ・自然災害への対応（駅耐震補強、土留め擁壁補強の推進 等）
- ・バリアフリー化設備等整備事業への対応（多機能トイレ、ホーム内方線設置 等）
- ・持続的な利益確保に向けた増収施策および効率化施策の実施
- ・人材力の活用と働き方改革への対応
- ・サービス品質の向上（駅施設の改良・美化、サービススキル・品質向上に係る取り組み 等）
- ・バス事業における既存路線の見直しや新規路線展開による収益力の強化

### ②不動産業

- ・新規賃貸物件の開発による収益源の確保
- ・新津田沼地区開発計画の策定
- ・保有資産の有効活用（八千代市吉橋土地、連立高架下 等）

### ③その他の事業

- ・コンビニ事業における収益性の強化と店舗の拡充

以上の取り組みをすすめるほか、当社グループでは、コンプライアンスの重視、リスク管理の徹底、コーポレートガバナンスの強化、SDGs<sup>※</sup>への取り組みなど、企業の社会的責任の遂行に努め、地域および企業価値の向上を図ってまいります。さらに、お客さま第一主義による「BMK（ベストマナー向上）推進運動」に取り組み、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーからより信頼いただける企業を目指してまいります。株主の皆さまにはなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

---

※「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年国連で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資の総額は2,930百万円で、その主なものは次のとおりであります。

#### 運輸業

駅ホーム嵩上げ工事（前原駅および常盤平駅）  
非常通報装置更新工事  
列車無線デジタル化工事  
8800形車両フルS i C適用VVVFインバータ装置化工事  
8900形車両補助電源装置更新工事  
駅内外壁改修工事（三咲駅）  
分岐器新設工事（北習志野駅）  
土留め擁壁改良工事（松戸新田駅上り線側）  
ICカード利便性向上に伴う駅務機器等改造工事  
乗合バス車両新造（11両）  
バス折返し施設新設工事（飯山満）

#### 不動産業

事業用不動産取得（野田市桜の里土地および柏市大津ヶ丘土地）  
八千代市吉橋賃貸施設建設工事

### (4) 資金調達の状況

当期末の借入金残高は、10,424百万円となり、前期末に比べ1,847百万円増加いたしました。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分  | 2017年度<br>(第100期) | 2018年度<br>(第101期) | 2019年度<br>(第102期) | 2020年度<br>(当期) |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 営 業 収 益<br>(百万円)   | 21,826            | 21,445            | 21,302            | 17,415         |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失 (△)<br>(百万円)                           | 3,806             | 3,771             | 3,299             | △364           |
| 親会社株主に帰属する当<br>期純利益又は親会社株主<br>に帰属する当期純損失<br>(△)<br>(百万円) | 2,692             | 2,680             | 2,355             | △1,085         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失<br>(△)<br>(円)                 | 245.25            | 244.17            | 214.55            | △98.90         |
| 総 資 産<br>(百万円)   | 92,254            | 97,942            | 100,929           | 102,664        |
| 純 資 産<br>(百万円)   | 40,049            | 43,278            | 44,059            | 43,486         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度(第100期)の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金     | 出 資 比 率     | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------|-----------|-------------|---------------|
| 船橋新京成バス株式会社      | 百万円<br>50 | %<br>100.00 | 旅客自動車運送事業     |
| 松戸新京成バス株式会社      | 50        | 100.00      | 旅客自動車運送事業     |
| 新京成リテーリングネット株式会社 | 10        | 100.00      | コンビニ事業        |

(注) 当社におきましては、特定完全子会社に関する事項はございません。

③ 重要な企業結合等の状況

| 会社名                       | 資本金           | 出資比率      | 主要な事業内容            |
|---------------------------|---------------|-----------|--------------------|
| 京成電鉄株式会社                  | 百万円<br>36,803 | %<br>1.08 | 鉄道事業、<br>不動産分譲・賃貸業 |
| 京成建設株式会社<br>(持分法適用関連会社)   | 450           | 28.57     | 建設業                |
| 京成車両工業株式会社<br>(持分法適用関連会社) | 20            | 40.00     | 電車検修業              |

(注) 京成電鉄株式会社は、当社の発行済株式総数の44.45%を所有しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

【運輸業】

| 事業の内容 | 会社名                     |
|-------|-------------------------|
| 鉄道事業  | 当社                      |
| バス事業  | 船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社 |

【不動産業】

| 事業の内容   | 会社名 |
|---------|-----|
| 不動産分譲事業 | 当社  |
| 不動産賃貸事業 | 当社  |

【その他】

| 事業の内容  | 会社名              |
|--------|------------------|
| コンビニ事業 | 新京成リテーリングネット株式会社 |

## (8) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

| 会社名              | 本社      | 事業規模  |
|------------------|---------|---|
| 当 社              | 千葉県鎌ヶ谷市 | 鉄道営業キロ：26.5km<br>営業区間：松戸～京成津田沼(千葉県)<br>駅数：24駅(千葉県) 車両数：156両<br>賃貸物件：津田沼12番街ビル、津田沼14番街ビル、八千代物流センター等(千葉県) |
| 船橋新京成バス株式会社      | 千葉県鎌ヶ谷市 | 営業所：2ヵ所(千葉県鎌ヶ谷市、船橋市)<br>営業キロ：207.77km<br>車両数：148両   |
| 松戸新京成バス株式会社      | 千葉県鎌ヶ谷市 | 営業所：1ヵ所(千葉県松戸市)<br>操車場：1ヵ所(千葉県松戸市)<br>営業キロ：159.64km<br>車両数：103両   |
| 新京成リテーリングネット株式会社 | 千葉県船橋市  | コンビニ店舗：11店舗(千葉県)  |

## (9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門   | 使用人数        |
|--------|-------------|
| 運輸業    | 875 (173) 名 |
| 不動産業   | 14 (2) 名    |
| その他の事業 | 13 (245) 名  |
| 合計     | 902 (420) 名 |

(注) 使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については ( ) 内に外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 477 (55) 名 | 2名増 (7名増) | 38.6歳 | 18.5年  |

(注) 使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については ( ) 内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高        |
|--------------|--------------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 百万円<br>4,944 |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,023,228株
- (3) 株主数 3,235名(前期末比13名増)
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名                                   | 持株数         | 持株比率       |
|---------------------------------------|-------------|------------|
| 京成電鉄株式会社                              | 千株<br>4,899 | %<br>44.64 |
| 日本生命保険相互会社<br>常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 274         | 2.50       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)               | 256         | 2.34       |
| 東京海上日動火災保険株式会社                        | 189         | 1.73       |
| 三井住友信託銀行株式会社<br>常任代理人株式会社日本カストディ銀行    | 133         | 1.22       |
| 三井住友海上火災保険株式会社                        | 114         | 1.04       |
| 新京成電鉄従業員持株会                           | 111         | 1.02       |
| 株式会社みずほ銀行<br>常任代理人株式会社日本カストディ銀行       | 110         | 1.00       |
| 福田智子                                  | 88          | 0.81       |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                    | 82          | 0.75       |

(注) 持株比率は自己株式(45,673株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 当社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況  |
|----------|-----------|---|
| 代表取締役社長  | 眞 下 幸 人   |   |
| 常務取締役    | 田 口 和 己   | 鉄道事業本部長   |
| 常務取締役    | 長 見 真 治   | 財務戦略・開発推進担当   |
| 取締役      | 吉 川 邦 彦   | 内部監査室長・総務人事担当   |
| 取締役      | 河 合 義 一   | 経営企画室長・鉄道事業本部車両電気部付部長<br>東葉高速鉄道株式会社 社外取締役               |
| 取締役      | 多 田 聡 一   | 鉄道事業本部鉄道施設部長  |
| 取締役      | 相 原 栄     | 鉄道事業本部車両電気部長  |
| 取締役      | 三 枝 紀 生   | 京成電鉄株式会社 代表取締役会長<br>北総鉄道株式会社 取締役<br>株式会社オリエンタルランド 社外監査役 |
| 取締役      | 小 林 敏 也   | 京成電鉄株式会社 代表取締役社長<br>北総鉄道株式会社 監査役                        |
| 取締役      | 網 谷 多 加 子 |   |
| 取締役      | 池 田 等     |   |
| 常勤監査役    | 柳 田 信 夫   |   |
| 常勤監査役    | 山 門 浩 一   |   |
| 監査役      | 天 野 貴 夫   | 京成電鉄株式会社 常務取締役  |
| 監査役      | 金 子 庄 吉   | 京成電鉄株式会社 取締役<br>東葉高速鉄道株式会社 社外取締役                        |

- (注) 1. 2020年6月25日をもって、取締役野村 徹は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役三枝紀生、取締役小林敏也、取締役網谷多加子、取締役池田 等は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役山門浩一、監査役天野貴夫、監査役金子庄吉は、社外監査役であります。
4. 取締役網谷多加子、取締役池田 等、常勤監査役山門浩一は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 常勤監査役柳田信夫は、当社において決算業務並びに財務諸表等の作成に従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役河合義一は、東葉高速鉄道株式会社の社外取締役であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
7. 社外取締役三枝紀生は、京成電鉄株式会社の代表取締役会長、北総鉄道株式会社の取締役及び株式会社オリエンタルランドの社外監査役であります。京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。また、株式会社オリエンタルランドと当社との間に特別な関係はありません。
8. 社外取締役小林敏也は、京成電鉄株式会社の代表取締役社長及び北総鉄道株式会社の監査役であります。京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
9. 社外監査役天野貴夫は、京成電鉄株式会社の常務取締役であります。京成電鉄株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
10. 社外監査役金子庄吉は、京成電鉄株式会社の取締役及び東葉高速鉄道株式会社の社外取締役であります。京成電鉄株式会社及び東葉高速鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役網谷多加子及び取締役池田 等並びに監査役山門浩一は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。

取締役の報酬等は、役職位や業績等を勘案して定める基本報酬に加え、常勤取締役にについては中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため自社株取得を目的とした報酬を支給します。なお、支給方法は月例の固定報酬のみとします。個人別の報酬額については、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長が株主総会決議により承認された範囲において決定します。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方法として取締役社長への一任決議を経ており、報酬等の内容は役職や業績等を勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定されていることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員の報酬限度額は、2010年6月25日開催の株主総会で決議しており、その決議内容は、取締役については年額260百万円以内、監査役については年額65百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名です。また、そのうち社外取締役分を年額30百万円以内とすることを2016年6月28日開催の株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名です。

##### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長眞下幸人が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、取締役社長が適していると判断したためであります。

## ④取締役及び監査役に支払った報酬等の総額等

| 区 分   | 報酬等の総額     | 報酬等の種類別の総額 |          |          | 対象となる人員 |
|-------|------------|------------|----------|----------|---------|
|       |            | 基本報酬       | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等   |         |
| 取 締 役 | 百万円<br>119 | 百万円<br>119 | 百万円<br>- | 百万円<br>- | 名<br>12 |
| 監 査 役 | 44         | 44         | -        | -        | 4       |
| 合 計   | 164        | 164        | -        | -        | 16      |

- (注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 社外役員の支給額は、43百万円（社外取締役5名、社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

| 地 位 | 氏 名       | 取締役会  | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-----|-----------|-------|--|
|     |           | 出席回数  |  |
| 取締役 | 三 枝 紀 生   | 9回中9回 | 長年に亘り企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 小 林 敏 也   | 9回中9回 | 企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。      |
| 取締役 | 網 谷 多 加 子 | 9回中9回 | 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、会計、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 取締役 | 池 田 等     | 7回中7回 | 豊かな財務経験や企業経営者としての幅広い見識に基づき、金融、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。  |

(注) 取締役池田 等は、2020年6月25日開催の第102期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

・社外監査役

| 地 位 | 氏 名     | 取締役会  | 監査役会  | 発 言 状 況                                   |
|-----|---------|-------|-------|---|
|     |         | 出席回数  | 出席回数  |   |
| 監査役 | 山 門 浩 一 | 9回中9回 | 8回中8回 | 監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。 |
| 監査役 | 天 野 貴 夫 | 9回中9回 | 8回中8回 | 監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。 |
| 監査役 | 金 子 庄 吉 | 9回中9回 | 8回中8回 | 監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。 |

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

|   | 支 払 額     |
|---|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 百万円<br>35 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 35        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の算出根拠等を確認し検討した結果、監査報酬等の額が相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないとは判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

#### 5. 会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等について特に定めておりません。

※本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

| 科 目            | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
|----------------|--------------------|----------------------|--------------------|
|                | 千円                 |                      | 千円                 |
| <b>資 産 の 部</b> |                    | <b>負 債 の 部</b>       |                    |
| 流 動 資 産        | 9,382,590          | 流 動 負 債              | 46,900,250         |
| 現金及び預金         | 5,775,653          | 買 掛 金                | 1,149,876          |
| 売 掛 金          | 1,095,398          | 短 期 借 入 金            | 4,624,800          |
| 未収還付法人税等       | 321,782            | 未 払 金                | 1,985,560          |
| リース投資資産        | 806,498            | 未払法人税等               | 7,713              |
| 商品及び製品         | 48,117             | 前 受 金                | 35,656,056         |
| 分譲土地建物         | 615,000            | 賞 与 引 当 金            | 476,982            |
| 原材料及び貯蔵品       | 488,886            | そ の 他                | 2,999,260          |
| そ の 他          | 231,254            |                      |                    |
|                |                    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>12,277,326</b>  |
| 固 定 資 産        | 93,281,524         | 長 期 借 入 金            | 5,799,600          |
| 有形固定資産         | 81,918,840         | 繰 延 税 金 負 債          | 1,113,372          |
| 建物及び構築物        | 21,477,806         | 退職給付に係る負債            | 3,263,115          |
| 機械装置及び運搬具      | 5,048,781          | そ の 他                | 2,101,238          |
| 土地             | 12,136,521         | 負 債 合 計              | 59,177,576         |
| 建設仮勘定          | 42,345,162         |                      |                    |
| そ の 他          | 910,569            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
|                |                    | 株 主 資 本              | 38,812,758         |
| 無 形 固 定 資 産    | 682,027            | 資 本 金                | 5,935,940          |
| そ の 他          | 682,027            | 資 本 剰 余 金            | 4,774,522          |
|                |                    | 利 益 剰 余 金            | 28,187,852         |
| 投資その他の資産       | 10,680,655         | 自 己 株 式              | △85,556            |
| 投資有価証券         | 10,370,907         | その他の包括利益累計額          | 4,673,779          |
| 繰延税金資産         | 3,497              | その他有価証券評価差額金         | 4,741,571          |
| 退職給付に係る資産      | 183,560            | 退職給付に係る調整累計額         | △67,791            |
| そ の 他          | 122,689            | 純 資 産 合 計            | 43,486,538         |
|                |                    |                      |                    |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>102,664,114</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>102,664,114</b> |

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額        | 額          |
|-----------------|------------|------------|
|                 | 千円         | 千円         |
| 営業収益            |            | 17,415,368 |
| 営業費用            |            |            |
| 運輸業等営業費及び売上原価   | 16,923,629 |            |
| 販売費及び一般管理費      | 1,181,219  | 18,104,848 |
| 営業損失            |            | 689,479    |
| 営業外収益           |            |            |
| 受取利息及び配当金       | 77,075     |            |
| 持分法による投資利益      | 204,346    |            |
| その他の            | 163,688    | 445,110    |
| 営業外費用           |            |            |
| 支払利息            | 118,772    |            |
| その他の            | 1,021      | 119,794    |
| 経常損失            |            | 364,162    |
| 特別利益            |            |            |
| 工事負担金等受入額       | 19,185     | 19,185     |
| 特別損失            |            |            |
| 固定資産圧縮損         | 19,115     |            |
| 固定資産減損損失        | 363,978    | 383,094    |
| 税金等調整前当期純損失     |            | 728,071    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 85,088     |            |
| 法人税等調整額         | 272,513    | 357,601    |
| 当期純損失           |            | 1,085,672  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |            | 1,085,672  |

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
|                   | 千円         |                         | 千円         |
| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
| 流 動 資 産           | 8,077,990  | 流 動 借 入 債               | 48,111,635 |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,965,898  | 短 期 借 入 債               | 4,624,800  |
| 未 収 運 賃           | 717,522    | 一 借 入 債                 | 1,241      |
| 未 収 金             | 42,363     | 未 払 費 用                 | 2,808,864  |
| 未 収 収 益           | 36,607     | 未 払 消 費 税               | 305,979    |
| 未 収 還 付 法 人 税 等   | 321,782    | 未 払 運 賃                 | 361,040    |
| リ ー ス 投 資 資 産     | 806,498    | 預 り 運 賃                 | 980,852    |
| 分 譲 土 地 建 物       | 615,000    | 前 受 運 賃                 | 2,483,651  |
| 貯 蔵 品             | 461,244    | 前 受 収 金                 | 536,646    |
| 前 払 費 用           | 76,789     | 前 受 収 当 金               | 10,139     |
| そ の 他 の 流 動 資 産   | 34,283     | 賞 与 引 当 金               | 338,505    |
|                   |            | 資 産 除 去 債               | 3,892      |
| 固 定 資 産           | 90,964,732 | 固 定 負 債                 | 11,638,023 |
| 鉄 道 事 業 固 定 資 産   | 21,957,348 | 長 期 借 入 債               | 5,799,600  |
| 不 動 産 事 業 固 定 資 産 | 17,667,599 | 繰 延 税 金 負 債             | 1,127,793  |
| 各 事 業 関 連 固 定 資 産 | 625,348    | 退 職 給 付 引 当 金           | 2,609,392  |
| 建 設 仮 勘 定         | 42,345,162 | 資 産 除 去 債               | 98,283     |
|                   |            | 預 り 保 証 金               | 2,002,954  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,369,273  | 負 債 合 計                 | 59,749,659 |
| 関 係 会 社 株 式       | 7,159,645  | 純 資 産 の 部               |            |
| 投 資 有 価 証 券       | 907,531    | 株 主 資 本                 | 34,651,650 |
| 長 期 前 払 費 用       | 72,728     | 資 本 金                   | 5,935,940  |
| 前 払 年 金 費 用       | 185,696    | 資 本 剰 余 金               | 4,774,522  |
| そ の 他 の 投 資 等     | 43,670     | 資 本 準 備 金               | 4,773,405  |
|                   |            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,116      |
|                   |            | 利 益 剰 余 金               | 24,026,744 |
|                   |            | 利 益 準 備 金               | 523,210    |
|                   |            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 23,503,534 |
|                   |            | 別 途 積 立 金               | 2,480,500  |
|                   |            | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金       | 5,953      |
|                   |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 21,017,080 |
|                   |            | 自 己 株 式                 | △85,556    |
|                   |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 4,641,412  |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 4,641,412  |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 39,293,063 |
| 資 産 合 計           | 99,042,722 | 負 債 純 資 産 合 計           | 99,042,722 |

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

| 科 目                     |                         | 金         | 額         |
|-------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
|                         |                         | 千円        | 千円        |
| 鉄 道 事 業                 | 業 収 益                   | 8,708,900 |           |
| 営 業                     | 業 費                     | 9,900,450 |           |
| 不 動 産 事 業               | 業 損 失                   |           | 1,191,549 |
| 営 業                     | 業 収 益                   | 3,976,191 |           |
| 営 業                     | 業 費                     | 2,545,291 |           |
| 全 事 業 営 業 利 益           | 業 利 益                   |           | 1,430,900 |
| 営 業 外 収 益               | 業 外 収 益                 |           | 239,351   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 益     | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 益     | 285,302   |           |
| そ の 他 の 収 益             | そ の 他 の 収 益             | 108,740   |           |
| 営 業 外 費 用               | 営 業 外 費 用               |           | 394,042   |
| 支 払 利 息 用 意             | 支 払 利 息 用 意             | 127,219   |           |
| そ の 他 の 費 用             | そ の 他 の 費 用             | 20,417    |           |
| 経 常 利 益                 | 経 常 利 益                 |           | 485,757   |
| 特 別 利 益                 | 特 別 利 益                 |           |           |
| 工 事 負 担 金 等 受 入 額       | 工 事 負 担 金 等 受 入 額       | 19,185    |           |
| 特 別 損 失                 | 特 別 損 失                 |           | 19,185    |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 失         | 固 定 資 産 圧 縮 損 失         | 19,115    |           |
| 固 定 資 産 減 損 損 失         | 固 定 資 産 減 損 損 失         | 363,978   |           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 383,094   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 72,397    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 法 人 税 等 調 整 額           | 37,651    |           |
| 当 期 純 利 益               | 当 期 純 利 益               |           | 121,849   |
|                         |                         |           | 110,048   |
|                         |                         |           | 11,800    |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

新京成電鉄株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 田中 章 公 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 田部 秀 徳 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

新京成電鉄株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊟  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 田中 章 公 ㊟  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 田部 秀 穂 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

新京成電鉄株式会社 監査役会

|              |           |
|--------------|-----------|
| 常勤監査役        | 柳 田 信 夫 ㊟ |
| 常勤監査役（社外監査役） | 山 門 浩 一 ㊟ |
| 社外監査役        | 天 野 貴 夫 ㊟ |
| 社外監査役        | 金 子 庄 吉 ㊟ |

以 上

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）に関する基本方針を、以下のとおり整備しております。

#### 内部統制システム基本方針

##### 【経営の基本方針】

当社及び当社グループ会社は、お客様に信頼され、安全かつ快適な輸送・サービスを提供し、また企業の社会的な責任を遂行するため、適法かつ適正な事業活動のもとで地域社会の発展に貢献する企業を目指し、継続的に企業価値の向上に努めます。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①内部統制委員会の専門組織である当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、コンプライアンスの取り組みを統括します。また、法令遵守を含む具体的な事項を定めた行動規準を策定しており、取締役及び使用人への周知を徹底します。
  - ②行動規準に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、いかなる状況下でもそれらと一切関係を持ちません。
  - ③内部通報者制度取扱規則に基づき設置されたコンプライアンス相談窓口を活用し、会社内部の違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。
  - ④資産の保全・業務の運営について、内部監査室による内部監査を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①株主総会、取締役会及び常務会議の議事録をはじめとする職務の執行に関わる文書等の保存は、文書保存規程に基づいて行います。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規則により対応します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の観点から、内部統制委員会に専門組織として当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を設置しており、事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、リスクの発生防止に係る体制の整備並びに発生したリスクへの対応を図ります。
- ② 必要に応じて各種規則、業務プロセス、手順等の見直しを継続的に行うほか、重大事故や自然災害等の異常事態が発生した際、必要な体制が早期に確立できるよう、異常時対策規則に基づき、定期的に訓練を実施します。また、大規模地震等が発生した場合には、事業継続計画に基づき、事業の継続、早期復旧に取り組みます。
- ③ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会（原則年9回開催）において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、常務会議（常勤取締役で構成、原則週1回開催）において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関わる意思決定を行います。
- ② 業務の執行については経営計画を策定し、これに基づいて行います。
- ③ 職制及び職務分掌、職務権限規則に基づき、各職務の権限と責任を明確にします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、子会社のコンプライアンス体制の充実を図ります。当社が策定している行動規準は、子会社に周知徹底を図ります。
  - ・ 当社のコンプライアンス相談窓口を活用し、違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。
  - ・ 内部監査室が、子会社に内部監査を実施します。

- ②子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・関係会社管理規程に基づき、子会社が当社に報告すべき事項を明確にし、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行います。
  - ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会において、子会社の事業に係るリスク管理を行います。
  - ④子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行います。
    - ・グループ社長会を定期的で開催し、経営情報の共有等を図るとともに、必要に応じて指導を行います。
    - ・子会社に経営計画を策定させ、これに基づき職務を執行させます。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①監査役を補助すべき組織として監査役室を設置しており、職務の補助に必要な使用人を配置します。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役室の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とします。
  - ②監査役室の使用人の人事及び監査役室の組織変更等には監査役の承認を必要とします。

(8) 監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

②子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社または子会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見した子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切な方法により当該事実を当社の監査役に報告します。
- ・子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報者制度取扱規則に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行いません。

(10) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役が、仕事の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用または債務を処理します。

(11) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、常務会議等取締役の仕事執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、仕事の執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、仕事の執行状況を把握します。

②監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ります。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム基本方針」に掲げた体制を整備するほか、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

### (1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を9回開催し、法令及び定款に則って重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しました。

また、取締役会において中期経営計画（S4計画：2019年度～2021年度）2021年度修正年次計画を決議しました。

### (2) コンプライアンスの徹底

当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会を2回開催し、コンプライアンス教習をはじめとする各種取り組みの統括を実施しました。

また、内部通報に係る体制として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しており、内部通報体制の強化に努め、その周知を引き続き行いました。

さらに、当社及び子会社の資産の保全・業務の運営について、内部監査室が監査計画に基づき内部監査を実施しました。

なお、社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するための行動規準を当社及び子会社に周知しました。

### (3) リスク管理

当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を4回開催し、リスクの識別、分類、評価についての定期的な見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

また、万一の鉄道事故発生を想定し、輸送の安全確保に向けた各種訓練を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、新型コロナウイルス対策本部を中心に国や自治体の動向を踏まえて、感染拡大を防止すべく対策を実施しております。

### (4) 子会社における業務の適正

子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、グループ社長会を定期的に開催し、当社と経営情報を共有しました。

(5) 監査役の職務執行

当社は、監査役会を8回開催したほか、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席並びに会計監査人及び内部監査室との間で定期的に行う意見交換を通じて、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しました。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |         |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2020年4月1日期首残高                 | 5,935,940 | 4,774,522 | 29,602,863 | △84,546 | 40,228,780  |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |         |             |
| 剰余金の配当                        |           |           | △329,339   |         | △329,339    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |           |           | △1,085,672 |         | △1,085,672  |
| 自己株式の取得                       |           |           |            | △1,010  | △1,010      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | △1,415,011 | △1,010  | △1,416,022  |
| 2021年3月31日期末残高                | 5,935,940 | 4,774,522 | 28,187,852 | △85,556 | 38,812,758  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                        | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|------------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の 包 括<br>利益累計額合計 |            |
| 2020年4月1日期首残高                 | 3,961,650             | △130,480         | 3,831,170              | 44,059,951 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                  |                        |            |
| 剰余金の配当                        |                       |                  |                        | △329,339   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |                       |                  |                        | △1,085,672 |
| 自己株式の取得                       |                       |                  |                        | △1,010     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 779,920               | 62,688           | 842,609                | 842,609    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 779,920               | 62,688           | 842,609                | △573,412   |
| 2021年3月31日期末残高                | 4,741,571             | △67,791          | 4,673,779              | 43,486,538 |

## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

船橋新京成バス(株)、松戸新京成バス(株)、新京成リテーリングネット(株)

(3) 非連結子会社の数 4社

(4) 非連結子会社の名称

エスケーサービス(株)、エスピー産業(株)、新京成エステート(株)、新京成フロンティア企画(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会社の名称 京成建設(株)、京成車両工業(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（エスケーサービス(株)、エスピー産業(株)、新京成エステート(株)、新京成フロンティア企画(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ②たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商 品 売価還元法

分譲土地建物 個別法

貯 蔵 品 移動平均法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法及び定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、取得価額にして約57%は定率法により、約43%は定額法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 15～40年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 5～15年

無形固定資産 定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### (4) 工事負担金等の会計処理の方法

固定資産の取得のために地方公共団体（又は国土交通省）等より受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に関する会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。）

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### [会計方針の変更に関する注記]

該当事項はありません。

### [表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 363,978千円

- (2) その他の情報

減損の兆候が存在すると判定された資産又は資産グループについて、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施し、減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

減損の要否の判定における将来キャッシュ・フロー、割引率について一定の仮定を設定しております。また、減損損失の測定における回収可能価額は正味売却価額もしくは使用価値によっており、正味売却価額の算定における時価及び処分費用見込額、並びに、使用価値の算定における将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,497千円

繰延税金負債 1,113,372千円

- (2) その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類にお

いて認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けており、今後、徐々に収束に向かうものの、一定の影響が残るものと仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

#### [連結貸借対照表に関する注記]

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                |           |              |
|----------------|-----------|--------------|
| (1) 担保に供している資産 | 建物及び構築物   | 16,354,739千円 |
|                | 機械装置及び運搬具 | 4,070,968千円  |
|                | 土地        | 4,405,858千円  |
|                | その他       | 474,168千円    |
|                | 合計        | 25,305,735千円 |
| (2) 担保に係る債務    | 短期借入金     | 739,800千円    |
|                | 長期借入金     | 4,204,600千円  |
|                | 合計        | 4,944,400千円  |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 70,290,207千円

#### [連結損益計算書に関する注記]

期末分譲土地建物残高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

11,100千円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,023,228株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株<br>当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------------------------|------------|------------|
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 192,115        | 17.5                    | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |
| 2020年10月29日<br>取締役会  | 普通株式  | 137,224        | 12.5                    | 2020年9月30日 | 2020年12月4日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の<br>原資 | 1株<br>当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------|-------------------------|------------|------------|
| 2021年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 137,219        | 利益<br>剰余金 | 12.5                    | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、上記の取引のみに限定しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(※) | 時価(※)       | 差額      |
|----------------------|-------------------|-------------|---------|
| (1)現金及び預金            | 5,775,653         | 5,775,653   | －       |
| (2)売掛金               | 1,095,398         | 1,095,398   | －       |
| (3)リース投資資産           | 806,498           | 806,498     | －       |
| (4)投資有価証券<br>その他有価証券 | 7,334,361         | 7,334,361   | －       |
| (5)買掛金               | (1,149,876)       | (1,149,876) | －       |
| (6)未払金               | (1,985,560)       | (1,985,560) | －       |
| (7)短期借入金             | (3,350,000)       | (3,350,000) | －       |
| (8)長期借入金（一年以内返済含む）   | (7,074,400)       | (7,422,343) | 347,943 |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。その結果、時価は帳簿価額にほぼ等しかったことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(5)買掛金、(6)未払金及び(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,036,546千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

**[賃貸等不動産に関する注記]**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千葉県において賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価         |
|------------|------------|
| 14,506,002 | 30,656,961 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

**[1株当たり情報に関する注記]**

1. 1株当たり純資産額 3,961円40銭

2. 1株当たり当期純損失(△) △98円90銭

**[その他の注記]**

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

|                         | 株 主 資 本   |           |                |              |            |                         |                      |                  |              | 自己株式    | 株主資本計      |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|------------------|--------------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金  |                         |                      |                  |              |         |            |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金      | その他利益剰余金                |                      |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |            |
|                         |           |           |                |              | 別<br>積 立 金 | 途<br>換 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 買 換 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |            |
| 2020年4月1日<br>期 首 残 高    | 5,935,940 | 4,773,405 | 1,116          | 4,774,522    | 523,210    | 2,480,500               | 6,308                | 21,334,264       | 24,344,283   | △84,546 | 34,970,199 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |              |            |                         |                      |                  |              |         |            |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩し       |           |           |                |              |            |                         | △354                 | 354              | -            |         | -          |
| 剰余金の配当                  |           |           |                |              |            |                         |                      | △329,339         | △329,339     |         | △329,339   |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |              |            |                         |                      | 11,800           | 11,800       |         | 11,800     |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |              |            |                         |                      |                  |              | △1,010  | △1,010     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |                |              |            |                         |                      |                  |              |         |            |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | -              | -            | -          | -                       | △354                 | △317,184         | △317,538     | △1,010  | △318,549   |
| 2021年3月31日<br>期 末 残 高   | 5,935,940 | 4,773,405 | 1,116          | 4,774,522    | 523,210    | 2,480,500               | 5,953                | 21,017,080       | 24,026,744   | △85,556 | 34,651,650 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------------|------------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 2020年4月1日<br>期 首 残 高    | 3,882,830        | 3,882,830              | 38,853,029 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |            |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩し       |                  |                        | -          |
| 剰余金の配当                  |                  |                        | △329,339   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 11,800     |
| 自己株式の取得                 |                  |                        | △1,010     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 758,582          | 758,582                | 758,582    |
| 当期変動額合計                 | 758,582          | 758,582                | 440,033    |
| 2021年3月31日<br>期 末 残 高   | 4,641,412        | 4,641,412              | 39,293,063 |

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりております。

分譲土地建物 個別法

貯蔵品 移動平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業固定資産 定率法を採用しております。

不動産事業固定資産 定額法を採用しております。

各事業関連固定資産 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した鉄道事業固定資産及び各事業関連固定資産の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、鉄道事業固定資産の取替資産については取替法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～40年

構 築 物 15～40年

車 両 5～13年

無形固定資産 定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

### 4. 工事負担金等の会計処理の方法

固定資産の取得のために地方公共団体（又は国土交通省）等より受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を、固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### 6. ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### [会計方針の変更に関する注記]

該当事項はありません。

### [表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 363,978千円

- (2) その他の情報  
連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記1. 固定資産の減損(2)その他の情報）」に記載のとおりであります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金負債 1,127,793千円

- (2) その他の情報  
繰延税金資産は、将来減算一時差異を、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響）」に記載のとおりであります。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                                |           |              |
|--------------------------------|-----------|--------------|
| (1)担保に供している資産                  | 鉄道事業固定資産  | 21,322,375千円 |
|                                | 不動産事業固定資産 | 3,683,071千円  |
|                                | 各事業関連固定資産 | 300,288千円    |
|                                | 合 計       | 25,305,735千円 |
| (2)担保に係る債務                     | 短期借入金     | 739,800千円    |
|                                | 長期借入金     | 4,204,600千円  |
|                                | 合 計       | 4,944,400千円  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額              |           | 70,276,839千円 |
| 3. 事業用固定資産                     | 有形固定資産    | 39,570,574千円 |
|                                | 土地        | 12,136,521千円 |
|                                | 建物        | 11,304,538千円 |
|                                | 構築物       | 10,170,648千円 |
|                                | 車両        | 4,190,778千円  |
|                                | その他       | 1,768,088千円  |
|                                | 無形固定資産    | 679,722千円    |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務          | 短期金銭債権    | 76,430千円     |
|                                | 短期金銭債務    | 3,210,681千円  |
| 5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 |           | 12,803,318千円 |

[損益計算書に関する注記]

|  |              |
|--|--------------|
| 1. 営業収益  | 12,685,092千円 |
| 2. 営業費   | 12,445,741千円 |
| 運送営業費及び売上原価  | 7,320,786千円  |
| 販売費及び一般管理費   | 993,035千円    |
| 諸税   | 838,744千円    |
| 減価償却費  | 3,293,174千円  |
| 3. 関係会社との取引高   |              |
| 営業取引による取引高   |              |
| 営業収益   | 972,092千円    |
| 営業費  | 1,388,556千円  |
| 営業取引以外の取引高   | 1,014,817千円  |
| 4. 期末分譲土地建物残高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 |              |
|  | 11,100千円     |

### [株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 45,673株

### [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 退職給付引当金        | 738,257千円 |
| 減損損失           | 157,569千円 |
| 販売用不動産の帳簿価額切下げ | 113,110千円 |
| 賞与引当金          | 102,064千円 |
| 投資有価証券評価損      | 74,010千円  |
| ゴルフ会員権評価損      | 71,828千円  |
| 資産除去債務         | 31,122千円  |
| 関係会社株式評価損      | 26,804千円  |
| 未払賞与法定福利費      | 15,922千円  |
| 未払事業税          | △572千円    |
| その他            | 3,035千円   |

---

繰延税金資産小計 1,333,155千円

評価性引当額 △467,694千円

---

繰延税金資産合計 865,460千円

#### 繰延税金負債

|              |              |
|--------------|--------------|
| その他有価証券評価差額金 | △1,989,097千円 |
| 買換資産圧縮積立金    | △2,607千円     |
| 資産除去債務       | △1,548千円     |

---

繰延税金負債合計 △1,993,253千円

---

繰延税金負債の純額 1,127,793千円

**[関連当事者との取引に関する注記]**

子会社及び関連会社等

| 種 類  | 会社等の<br>名称     | 議決権等<br>の所有割<br>合 (%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の<br>内容         | 取引金額<br>(千円)<br>(注3) | 科目  | 期末残高<br>(千円)<br>(注3) |
|------|----------------|-----------------------|----------------|-------------------|----------------------|-----|----------------------|
| 子会社  | 松戸新京成<br>バス(株) | 直接100.0               | 資金の受入<br>役員の兼任 | 消費寄託金の<br>返還 (注1) | 300,000              | 預り金 | 1,100,000            |
| 関連会社 | 京成建設(株)        | 直接28.5                | 役員の兼任          | 固定資産の<br>購入 (注2)  | 918,870              | 未払金 | 267,887              |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.消費寄託金については、松戸新京成バス(株)の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。

2.固定資産の購入については、市場価格等を勘案し決定しております。

3.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

**[1株当たり情報に関する注記]**

1. 1株当たり純資産額 3,579円40銭

2. 1株当たり当期純利益 1円07銭

**[その他の注記]**

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。